

指宿市とアクサ生命保険株式会社との健康づくりの推進に関する連携協定書

指宿市（以下「甲」という。）とアクサ生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、市民の健康づくりの推進に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、市民の健康づくりの推進に取り組むことにより、市民の健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸を図り、もって、市民一人ひとりが、家庭や職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健康で安心して生き生きと暮らすことのできるまちの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市内の企業及び団体等における健康経営の普及と実践支援に関すること
- (2) 市民の健康づくりの推進に関すること
- (3) 市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること
- (4) その他甲及び乙が協議し、必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法等は、別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た他の当事者の秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、当事者の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は相手方に対して、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 鹿児島県指宿市十町2424
指宿市

市長 豊留悦男



乙 鹿児島県鹿児島市東千石町1-38
鹿児島商工会議所ビル8F
アクサ生命保険株式会社鹿児島支社

支社長 望月将生

